

## 期日指定定期預金規定

### I 一般型

#### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

#### 1. の 2 (預入れの最低金額)

期日指定定期預金(以下「この預金」という。)の預入れは、一口 1 円以上 300 万円未満とします。

#### 2. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日(証書または通帳記載の据置期間満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその 1 カ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上 1 万円単位の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定のないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から 1 カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

#### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次ぎの預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 1 年以上 2 年未満……………証書(通帳)記載の「2 年未満」の利率
  - ② 2 年以上……………証書(通帳)記載の「2 年以上」の利率(以下 2 年以上利率という。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) の 2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第 2 条第 2 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次ぎの預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)の 1 年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6 カ月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ② 6 カ月以上 1 年未満……………2 年以上利率×40%
  - ③ 1 年以上 1 年 6 カ月未満……………2 年以上利率×50%
  - ④ 1 年 6 カ月以上 2 年未満……………2 年以上利率×60%

- ⑤ 2年以上2年6カ月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6カ月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## II 自動継続型

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

### 1. の2(預入れの最低金額)

自動継続期目指定定期預金(以下「この預金」という)の預入れは一口1円以上300万円未満とします。

### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書(通帳)記載の最長預入期限に自動的に期目指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の元金が300万円以上となるときは、期間3年の自由金利型定期預金(M型)に自動的に切替えて継続します。なお、この継続された預金は、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定を適用します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

### 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次ぎに定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書または通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上1万円単位の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次ぎの預入期間に応じた利率によって1年

複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満……………証書(通帳)記載の「2年未満」の利率
- ② 2年以上……………証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1カ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次ぎの預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ② 6カ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6カ月未満……………2年以上利率×50%
  - ④ 1年6カ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6カ月未満……………2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6カ月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上  
(R2.4.1.改定)